



IIMA コメンタリー

2025年12月18日

2025年4-6月期の実質成長率は5.2%～7月の景況感はやや悪化

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 上席研究員 梅原直樹

(本レポートは2025年8月29日までの情報に基づき作成したものである。)

中国国家統計局が7月に発表した2025年4-6月期の中国の実質国内総生産（GDP）成長率は前年同期比+5.2%と、1-3月期の+5.4%からやや減速となった（図表1）。ただし1-6月期の同成長率は前年同期比+5.3%と前年同期比0.3ポイント加速しており、第14次5カ年計画の最終年度の上半期としては悪くないスタートとなっている。

1-6月期について、需要項目別の寄与度を見ると、最終消費は前年同期比+2.8%と、前年同期の+3.1%と比べて0.3ポイントの減速となった。2024年通年は前年比+2.2%であり、それより0.6ポイント上回っており、家電買い替え等の政策効果が続いているとみられる。総資本形成は前年同期比+0.9%と、前年同期の+1.3%と比べ0.4ポイント減速し、2024年通年の前年比+1.3%からも0.4ポイント下回るが、4-6月期は1-3月期の前年同期比+0.5%から0.8ポイント上昇しており、地方政府及び国有企業の投資の成果が出ていると考えられる。純輸出は前年同期比+1.7%と、前年同期の0.7%を1ポイント上回った。税関統計を見ると、輸出（米ドルベース）は前年同期比+5.9%であったのに対し、輸入は-3.8%となり、外需依存度がさらに強まっている。4-6月期を見ると、輸出は1-3月期に比べて0.3ポイント加速し、輸入はマイナス幅が-6.9%から-0.9%に6ポイント縮小しており、米国の関税引き上げを回避すべく行われた駆け込み輸出の剥落はまだ見られていない。

米中貿易・関税交渉は、2025年5月のスイス・ジュネーブでの初の閣僚協議に続き、6月には英国ロンドンで協議が継続され、7月にはスウェーデン・ストックホルムで3回目の協議が行われた。7月の協議ではジュネーブに続き2回目の共同声明が発表された。米国による145%の上乗せ関税はさらに3ヵ月間の適用猶予（11月10日まで）となっているが、既に30%の関税は適用が続いており中国沿岸部の輸出製造業者や雇用情勢に悪影響を及ぼし国内景気の下押し要因になっていると考えられる。

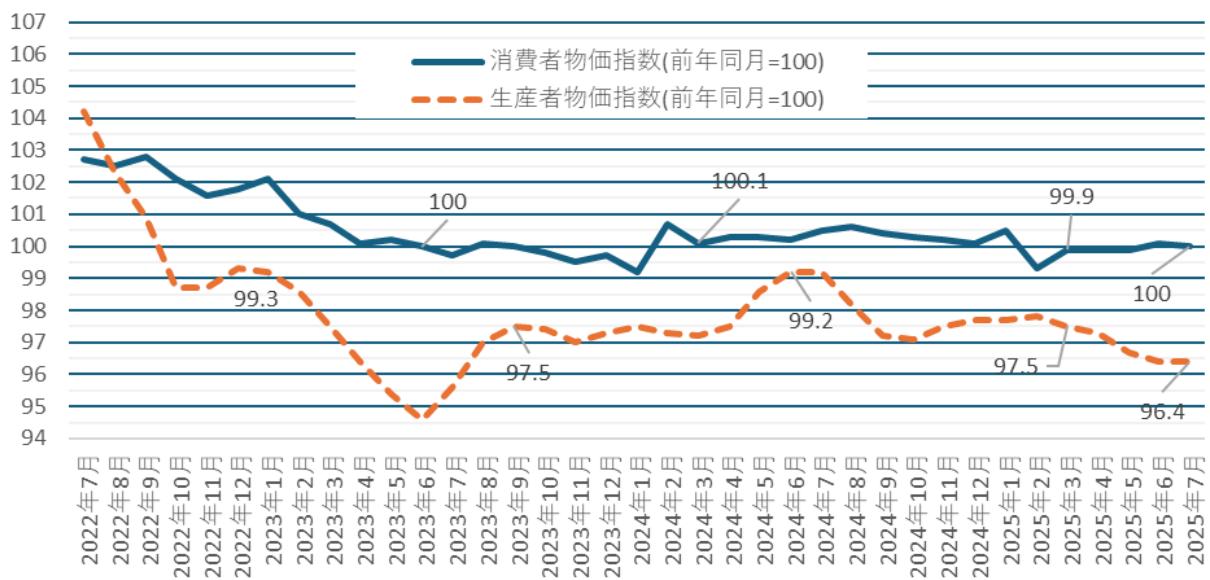
【図表 1 実質 GDP 成長率、需要項目別寄与度、GDP デフレーター（前年比、前年同期比%）】

	2022年	2023年	2024年						2025年		
				Q1	Q2	上半期	Q3	Q4	Q1	Q2	上半期
実質GDP成長率(a)	3.1	5.4	5.0	5.3	4.7	5.0	4.6	5.4	5.4	5.2	5.3
最終消費	1.5	4.6	2.2	3.9	2.3	3.1	1.4	1.6	2.8	2.7	2.8
総資本形成	1.2	1.4	1.3	0.6	1.9	1.3	1.2	1.3	0.5	1.3	0.9
純輸出	0.4	▲ 0.6	1.5	0.8	0.5	0.7	2.1	2.5	2.1	1.2	1.7
名目GDP成長率(b)	5.1	4.9	4.2	4.2	4.0	4.1	4.1	4.6	4.6	3.9	4.3
デフレーター	1.9	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 1.0

(出所)国家統計局発表データより国際通貨研究所作成

中国では実質 GDP 成長率が名目 GDP 成長率を上回る状態が 2023 年より続いている（図表 1）。消費者物価指数および生産者物価指数は、依然、低調に推移しており（図表 2）、デフレ懸念が続いている。生産者物価指数に関しては 2022 年 10 月以来、2 年 10 カ月連続の下落で、2025 年に入って下落が加速している。国内の供給過剰と需要不足は常態化し、電気自動車（EV）やソーラーパネル業界では企業間で体力消耗を伴った値下げ競争が行われ、低価格の輸出攻勢に諸外国も警戒を強めている。

【図表 2 消費者物価指数・生産者物価指数の推移】



(出所) 国家統計局データより国際通貨研究所作成

さらに、7 月に入ってから、投資が腰折れ気味になっている。固定資産投資の 1-7 月累計の伸び率は、前年同期比 1.6% とほぼ 5 年ぶりに 1% 台に落ち込んだ。公共投資などインフラ関連も前月より 1.4 ポイント低い 3.2% と 3 カ月連続で減速した。民間投資も 1.5% 減、不動産開発投資もマイナス 12.0% と 5 カ月連続でマイナス幅が拡大した。また、7 月の製造業購買担当者景気指数（PMI）も 49.3 と、前月の 49.7 から 0.4 ポイント悪化し、景況感も振るわない。下半期も 10 月初など、どこかの段階で政府の景気

下支え策が必要になる可能性が、既に見え始めている。

経済実態を統計から少し離れて観察すると、不動産市場はいまだ機能不全の状態から脱却できていない。建てかけとなって全国に点在するマンション等の処理には、今後2年、またはそれ以上の時間がかかるとみられる。不動産市場の正常化に向けた出口は未だ見えていない。不動産価格は、2025年7月において、70大中都市の全てで中古物件が前年同月比値下がりし、新築物件も太原、上海、杭州、成都、ウルムチの5都市を除く65都市で前年同月を下回った。庶民は2021年頃までは、不動産さえ買うことができれば豊かになるパスポートを手に入れたのも同然だという「不動産神話」の中において、人々の間でその「夢」を共有することもできた。しかし、これはすっかり過去のものとなってしまったようである。

さらに、労働者・庶民の目線では今夏、新たな不安要素が加わった。それは「5險」と呼ばれる社会保険、具体的には①養老保険、②医療保険、③失業保険、④労災保険、⑤生育保険の5種類の保険料について、2025年9月より、雇用者と被雇用者が既存の法律に基づき正しい割合で納付することが義務付けられつつあることだ。これまで中国の特に民営企業においては、グレーゾーンが社会的に許容されてきたところもあったが、今後、法律に基づいて雇用関係を明確化することが求められる。これにより多くの民営企業では、人件費が急増し、被雇用者においては手取りの大幅な減少を招くおそれがある。これは大幅な所得増税と似た効果をもたらす結果、人々は消費抑制を迫られ、景気を冷やすことにつながりかねない。

足下の経済の不振は、2010年代半ば以降を中国の「新時代」と位置付けてきた習近平政権にとって大きな課題となっている。2021年秋に開かれた中国共産党第19期中央委員会第6回全体会議（6中全会）では「歴史決議」が行われ、2022年秋の中国共産党第20回全国代表大会での習近平氏への権力集中につながった。「歴史決議」は、1949年の中華人民共和国建国を巡り革命家として活躍した毛沢東の時代を中国が「立ち上がった時代」、1978年に始まった鄧小平による改革開放時代を「豊かになる時代」と定義し、自らが政権を握った2012年から2050年頃まで続く時代を、習近平の「新時代」として、それを中国が「強くなる時代」と位置付けた。しかし、不動産神話が崩れ、庶民の生活は徐々に厳しさを増している。たしかに、一部の産業は標語にたがわず相応に強くなり、日本を含む諸外国の企業は厳しい競争に晒されている。しかし、労働者・庶民のうち、特に若者は雇用問題を抱えており、競争忌避のムードも広がるなど、アンバランスが生じている。2025年10月開催予定の中国共産党第20期中央委員会第4回全体会議（4中全会）は、2026年から2030年前の5年間の経済運営のガイドブックになる「第15次5カ年規画」を採択する予定であり、今はそれに向けた極めて重要な検討時期ということになる。そして、習近平氏は今年72歳となり、次期党大会つまり中国共産党第21回全国代表大会が開かれる2027年には74歳になる。昨年の夏以来、習氏の健康リスクが主に海外のチャイナウォッチャーの間で取り沙汰され、中国共産党としても万一の場合に備えた前広な準備が必要になりつつあると考えられる。そうした意味でも今秋10月の4中全会は、大いに注目を集めるものになりそうだ（2025年8月29日現在）。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>